

# 結婚新生活を応援します！

令和8年度 淡路市結婚新生活支援事業



**対象** 令和8年1月1日～令和9年3月31日

の間に婚姻した夫婦

※婚姻日における年齢が夫婦ともに39歳以下であること

※夫婦の合計所得が500万円未満であること 等

**受付期間** 令和8年6月1日～令和9年3月31日

※予算上限に達した場合、受付を終了することがあります。

**申請方法** 淡路市役所子育て応援課へ申請書類を揃えて申請してください

お問合せ 淡路市健康福祉部子育て応援課 2号館1階②窓口

電話：0799-64-2134（直通）

〔平日8:30～17:00※祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く〕

補助額

最大 **30** 万円

※夫婦とも婚姻日時点  
で29歳以下の場合

最大 **60** 万円

令和9年4月1日以降については、実施の有無を含め内容が変更となる可能性があります。

詳細につきましては、令和9年2月頃に市ホームページに公開します。

## 次の要件①～⑨を全て満たす世帯が対象となります

- ①令和8年1月1日から令和9年3月31日までに婚姻された夫婦であること
- ②婚姻届が受理された時点において、夫婦ともに満年齢が39歳以下であること
- ③令和7年1月1日から令和7年12月31日までの夫婦の合計所得が500万円未満であること  
※夫婦の合計所得が500万円を超える場合、貸与型奨学金の返済を行っていた方は、年間所得額合計額から返済額を控除することができます。
- ④対象となる住居が淡路市にあり、申請日時点で夫婦双方または一方の住民票が当該住居の住所になっていること
- ⑤夫婦ともに市税を滞納していないこと
- ⑥夫婦ともに過去にこの制度に基づく助成を受けていないこと
- ⑦本市または他の地方公共団体による補助金、その他金銭的給付を受けていないこと  
(例:Uターン等促進家賃補助金など)
- ⑧夫婦ともに暴力団員ではないこと
- ⑨夫婦のいずれもが次に掲げる講座等を受講等していること

### (1) ライフデザイン支援講座

- ・乳幼児とふれあう体験
- ・子育て世帯との意見交換
- ・ライフプランに基づく専門家等へ資金計画の相談 など

### (2) プレコンセプションケアに関する講座

- ・(兵庫県のWEBサイトに遷移します)[プレコンセプションケア応援サイト](#) など

### (3) 医療機関への妊娠・出産に係る相談

### (4) 共家事・子育て講座(男性の家事・育児参画のための講座を含む)

- ・(兵庫県のWEBサイトに遷移します)[とも家事](#)
- ・(兵庫県のWEBサイトに遷移します)[ゆる家事大作戦](#)

※国の実施要領の改正により、上記(1)～(4)のうち1つ実施する必要があります。

※こちらの掲載事例はあくまで一例であり、他にも様々な講座等が展開されています。

※下線があるものは、市ホームページからWEBサイトにアクセスできます。



## 補助金の上限額

1世帯あたり最大 **30万円**

※夫婦ともに29歳以下の場合 1世帯あたり最大 **60万円**

## 申請期間

令和8年6月1日から令和9年3月31日まで

※郵送で提出される場合は、審査期間を踏まえて令和9年3月29日必着です。

## 申請方法

申請書類を準備して、子育て応援課へ持参するか、郵送で提出をお願いします

【郵送の場合、下記のあて先までお送りください。(送料はご負担ください)】

〒656-2292 兵庫県淡路市生穂新島8番地 淡路市役所子育て応援課 新婚生活担当

## 補助金の支払いについて

申請から補助金のお支払いまでは、最短1か月から1か月半を要します(書類に不備がない場合)。書類の審査後、決定通知にて支払日をお知らせします。

## 補助金の対象費用

令和8年4月1日から令和9年3月31日までに支払った以下の費用です

購入	<b>建物購入費</b> ※婚姻日から1年以内を取得したものに限り、土地購入代、契約を交わさない売買、贈与、相続により取得したものは対象外となります。
賃借	<b>賃料・共益費(いずれも最大3か月分)、敷金、礼金、仲介手数料</b> ※婚姻前に賃貸を契約した場合、婚姻を前提に同居していることの証明があれば1年以内に契約したものは対象となります。勤務先から住居手当を支給されている場合は、住居手当の支給額を差し引いた金額となります。
リフォーム	<b>修繕、増築、改築、設備の更新等に要した工事費用(賃貸物件も可)</b> ※婚姻日から1年以内にリフォームしたものに限り、契約書を交わさない工事は対象となりません。倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電設置に係る費用は対象外となります。
引越し	<b>引越業者へ支払った費用</b> ※住居の移転に伴う荷物の移動・運送に要した費用が対象です。婚姻日から1年以内に引越したものに限り、自ら運送する・友人に手伝ってもらった費用は、引越業者を利用していないため対象外です。

## 申請に必要な書類(共通)

- (様式第1号)淡路市結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼請求書
- (様式第2号)住宅手当等支給証明書
- (様式第3号)誓約書兼同意書
- 婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本
- アンケート

### ●以下必要な方のみ提出が必要です

- 住民票

※申請日時点で夫婦の一方が淡路市外に住んでいる方はその方の住民票を提出してください。

- 令和8年度所得(課税)証明書もしくは非課税証明書

※令和8年1月1日時点で、淡路市外に住んでいた方は住んでいた市区町村で取得し、提出してください。収入がなかった場合も提出が必要です。

- 令和7年1月1日～令和7年12月31日までの貸与型奨学金の返還額がわかる書類

※夫婦の合計所得が500万円未満の方は提出不要です。

## 窓口で必要なもの

印鑑、振り込みを希望される口座情報のわかるもの(通帳、キャッシュカードなど)

## それぞれに必要な提出書類一覧

### ●住宅を賃借する場合

- 賃貸契約書(コピー)

※契約日・契約物件名(所在地)・対象経費の金額・入居者一覧・貸主や借主が確認できる部分(貸主・借主・仲介業者が押印しているページ)を提出してください。

- 対象経費を支払ったことのわかる領収書やクレジットカードの明細等(コピー)

### ●住宅を購入・リフォームする場合

- 【中古物件】購入物件の不動産売買契約書 及び 領収書(コピー)

- 【新築・リフォーム】工事請負契約書 及び 領収書(コピー)

- 金銭消費貸借契約書(コピー)

※ローン返済の場合のみ、必要です。

### ●引越しする場合

- 引越費用の領収書、明細書(コピー)

